

＜巻頭言＞

「特別支援教育ほっかいどう」第29号の発刊に当たり

北海道立特別支援教育センター

所長 今 井 章 文



北海道立特別支援教育センターでは、本道の特別支援教育のより一層の理解と推進に向け、毎年、本誌の発刊を通して道内の特別支援教育における先進的な取組を紹介しております。

本号では、北海道教育委員会が昨年3月に策定した「特別支援教育に関する基本方針」（以下、基本方針）に基づく取組をテーマとしました。

基本方針は、「北海道総合教育大綱」及び「北海道教育推進計画」の理念や政策の方向性に基づき、本道における特別支援教育を推進するための基本的な考え方を示すものとして策定されており、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までを計画期間としています。

本号の特集1では、基本方針について、特別支援教育の一層の充実に向けた取組の方向性である4つの柱を基に、具体的に整理した内容や取組を解説しています。特集2では、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実に向けた地域における体制づくりについて、江差町における教育委員会や保健・福祉部局、他町の発達支援センター等が連携した取組を掲載しています。特集3では、本道の広域性を踏まえた教育相談の工夫や、地域の方々と連携した教育活動の充実など、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい（2校）、肢体不自由、病弱の各特別支援学校における取組を掲載し、特集4では、多様な学びの場の充実に向けた「湧別町における通級による指導（巡回指導）の取組」を紹介しています。

どの特集も、本道の特別支援教育の充実に向け、基本方針を踏まえた具体的な取組であり、学校や地域における取組を推進する上で参考となる内容です。

本道では、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念の下、全ての子供たちが、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学んでいくことができる環境を整え、誰もが生き生きと活躍できる社会を実現するよう、特別支援教育を推進しています。

本号の内容や御覧になった方の声が、特別支援教育の充実・発展に向けた取組の支えとなり、皆様と共に歩むものとなれば幸いです。